

地方税財源の充実について

平成28年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.7兆円となったが、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.1兆円増の61.7兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、前年度に比べて0.7兆円減となり発行抑制が図られたものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

そもそも国の目標を理由に地方交付税総額を縮減することは、アベノミクス効果が十分に浸透しておらず大幅な地方税の増収が期待できない地方部において、地方創生という新たな政策課題への取り組みに必要な地方の財源保障機能を弱めるものである。

加えて、社会保障と税の一体改革については、平成28年度税制改正において、消費税率10%に引上げの際に、軽減税率を導入されることとなったものの、その代替財源は具体的に示されておらず、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした状況の下で、今後も、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい、地方創生に資する国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生

なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係経費の増をはじめ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、平成28年度から導入されるトップランナー方式は、「一律の歳出削減」となる懸念がある。歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように需要に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成27年度補正予算において1,000億円の地方創生加速化交付金及び平成28年度当初予算において1,000億円の地方創生推進交付金が措置されたところであるが、今後も、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、こうした施策を確実に展開できるよう規模を拡大し、継続的なものにするとともに、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、より自由度の高い内容にするなど、さらなる拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

- (6) 国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (7) 法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

- (8) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、平成28年度与党税制改正大綱において、市町村が主体

となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討にあたっては森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、既存の森林環境税等との関係などの課題についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。

(9) 車体課税の見直しについて、環境性能割で確保できない減収分については、地方財政計画において確実に措置を講ずること。また、平成29年度税制改正における自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に際し、今後、仮に自動車税の税率の引下げを議論する場合には、地方団体に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源の確保を前提とすること。

(10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

(11) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、平成29年度以降も制度を延長するとともに、補助事業に係る地方負担額も対象とするなど、制度の拡充を図ること。

2 社会保障と税の一体改革

(1) 厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、平成27年度税制改正大綱に示されたとおり、平成29年4月において消費税率10%への引上げが必要だと考えるが、万が一経済状況によって引上げを延期する判断を行う際には、増嵩する地方の社会保障財源を確実に確保するため、必要な財源措置を行うこと。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県において安定的な財政運営ができるよう十分に検証した上で、具体的な制度設計を行うこと。

また、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国保の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(4) 消費税率の10%への引上げの際の軽減税率導入にあたっては、減収分の代替税財源を確実に措置するなど地方財政に影響を与えないようにすること。また、国民や中小事業者に混乱が生じないように、対象品目の区分や区分経理の詳細等を十分に周知し、必要な支援に努めること。

(5) 平成29年度税制改正に際し、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率の引上げに伴う医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

(6) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(7) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意

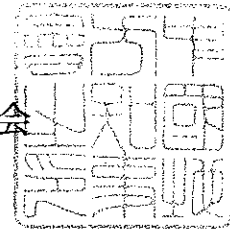
して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

なお、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

- (8) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成28年5月23日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政